

(案)

吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業における
実証事業の実施に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、「吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業」（以下「本事業」という。）において採択された実証事業（以下「実証事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、実証事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

（実証事業の期間）

第3条 実証事業の期間は、甲が第6条第2項の規定による承認を行った日から令和8年12月31日までとする。

（事業責任者）

第4条 乙は、実証事業の実施に際し、自己の分担業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任する。

2 事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

（役割分担）

第5条 実証事業の実施における甲と乙の役割分担は次のとおりとする。

(1) 甲の役割

- ア 実証事業に関する協議及び助言
- イ 経費の支出
- ウ 本事業の広報
- エ その他本事業及び実証事業の円滑な実施のために必要な業務

(2) 乙の役割

- ア 実証事業の企画及び実施
- イ 本事業の広報への協力及び実証事業の成果の発信
- ウ その他実証事業の円滑な実施のために必要な業務

2 甲及び乙は、自己の分担する業務について、その一部を第三者に委託し、本事業又は実証事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。その場合、甲及び乙は当該第三者に対して、第17条（暴力団等の排除）、第

(案)

18 条（個人情報取扱い）、第 19 条（秘密保持）及び第 23 条（帳簿保存）において自己が負う義務を遵守させる。

- 3 甲及び乙は、前項の規定により第三者に自己の分担する業務を委託した場合、甲及び乙は相手方にその受託者を通知する。

(実施計画の作成)

第 6 条 乙は、協定締結後速やかに実証事業に係る実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、第 1 号様式により甲に協議を行う。

- 2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

(実施計画の変更)

第 7 条 乙は、前条の規定により甲が承認した実施計画を変更しようとするときは、第 2 号様式により甲に協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

(事業報告)

第 8 条 乙は、次の各号に定める時点における実証事業の実施状況について、甲が指定する期日までに、第 3 号様式により甲に報告しなければならない。

- (1) 令和 8 年 3 月 31 日（中間報告）
- (2) 令和 8 年 12 月 31 日（最終報告）

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、必要と認めるときは、乙に対して実証事業の実施状況について報告を求めることができる。

(経費の負担)

第 9 条 甲は、実証事業に要する経費のうち、甲が適正と認めたものについて、協定金として乙に支払う。

- 2 協定金の額は、令和 7 年度 1,500 万円、令和 8 年度 2,500 万円をそれぞれ上限とする。

(経費の報告)

第 10 条 乙は、毎年度、実証事業に要した経費について、甲が指定する期日までに、第 4 号様式により甲に報告しなければならない。

- 2 次の各号に定めるものについては、前項における実証事業に要した経費から控除する。ただし、控除することが適切でない甲が認めたものについてはこの限りではない。

(案)

- (1) 国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されている場合において、当該補助金、委託費等の額
- (2) 乙の関連会社に業務委託を行う場合において、当該委託に係る利益等相当額
- (3) 実証事業の実施を通じて乙が得た収入等の額

(協定金の額の確定)

第 11 条 甲は、前条の規定により乙から報告を受けたときは、その内容を審査し、各年度の協定金の額を確定し、乙に通知する。なお、協定金の額の確定に当たり、経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てる。

(協定金の支払)

第 12 条 乙は、前条の規定により甲から通知を受けたときは、甲に対して速やかに協定金の支払を請求する。甲はその内容を審査し、適正と認めたときは、当該請求を受けた日から起算して 30 日以内に乙に支払う。

(調査等)

第 13 条 甲は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、本事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は乙の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。

2 乙は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(本協定の解除)

第 14 条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき。
- (2) 甲において、公益上の見地から実証事業を中止する必要性が生じたとき。
- (3) 甲又は乙において、実証事業の執行が困難であると相手方が認めたとき。
- (4) 甲又は乙が、相手方に対し相当の期間を定めて本協定の履行を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その期間内に履行しないとき。
- (5) 乙について、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の決定、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の決定があったとき。
- (6) 乙が、偽り、隠匿その他不正の手段により協定金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(案)

- (7) 乙が、過去に国・都道府県・区市町村・公社等が実施する協定事業、助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとことが判明したとき。
 - (8) 乙が、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法等を行うなど、都の協定先として適切でない業態であると甲が判断したとき。
 - (9) 乙が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等を行うなど、都の協定先として適切でない業態であると甲が判断したとき。
 - (10) その他、乙が協定先として不適切と甲が判断したとき。
 - (11) 荒天・天変地異などの影響により実証事業をやむを得ず中止するとき。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、乙に対して協定金の返還を求めることができる。
- 3 第1項第6号から第10号までの各号に該当する事由が本協定期間終了後に発覚した場合は、前項を準用する。なお、本項に該当する場合には、甲は、本協定を解除することなく、乙に対して協定金の返還を求めることができる。
- 4 第1項の規定により本協定が解除された場合において、乙が実施した内容を甲が審査した結果、適正と認めた部分があるときは、甲は当該実施部分に対する協定金相当額を支払う。当該支払については、第12条の規定を準用する。

(違約加算金及び延滞金)

- 第15条 甲が前条第2項の規定(前条第3項による準用を含む。)により乙に支払済みの協定金の返還を求めた場合、乙は、協定金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協定金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 甲が前条第2項の規定(前条第3項による準用を含む。)により乙に支払済みの協定金の返還を求めた場合において、乙がこれを納期日までに納付しなかったときは、乙は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 甲が前項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた協定金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(損害賠償責任)

- 第16条 甲及び乙は、本協定に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(案)

2 実証事業の実施に当たり、甲又は乙は、その責めに帰すべき事由により、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれその損害を賠償する責を負う。

(暴力団等の排除)

第 17 条 乙は、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）を介入させてはならない。また、実証事業を実施するに当たり、暴力団又は暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 甲に報告すること。
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 甲及び乙は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年東京都条例第 130 号）に基づき適正に取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 甲及び乙は、本協定の履行に当たり、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、協定事業に実施に関して知り得た個人情報及び相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知となっていたもの
- (2) 開示を受けた時に既に自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

(情報公開)

第 20 条 実証事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、法令に基づき不開示となる部分を除き開示請求の対象となる。

(案)

(実証事業の公表)

第 21 条 甲及び乙は、実証事業の内容及びその成果を公表できるものとする。

2 甲及び乙は、実証事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議する。

(権利の帰属)

第 22 条 実証事業の実施に当たり、甲及び乙のそれぞれの業務に付随して得られた成果物（中間成果物を含む。以下同じ。）・著作物に対する著作権その他の知的財産権は、それぞれに帰属するものとする。ただし、本協定の締結前から各当事者に帰属していた知的財産権等は、引き続き各当事者に留保される。

2 甲及び乙は、本事業において必要があると認める場合には、相互に事前通知した上で、前項の成果物・著作物を無償で利用できる。

3 成果物又は著作物の利用上、特に留意すべき事項がある場合の扱いは、別途、甲乙が協議して定める。

(帳簿の保存)

第 23 条 乙は、本事業に関する帳簿を備え、本事業の完了した日の属する事業年度の終了後 5 年間保存する。

(裁判管轄)

第 24 条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定の変更)

第 25 条 甲及び乙は、実証事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不相当となった場合は、協議の上、本協定を変更することができる。

(協定期間終了後の効力)

第 26 条 本協定が、協定期間満了又は解除等により終了した後においても、第 14 条（本協定の解除）、第 15 条（延滞金及び違約加算金）、第 16 条（損害賠償責任）、第 17 条（暴力団等の排除）、第 18 条（個人情報取扱い）、第 19 条（秘密の保持）、第 20 条（情報公開）、第 21 条（実証事業の公表）、第 22 条（権利の帰属）、第 23 条（帳簿の保存）、第 24 条（裁判管轄）及び本条の規定は存続する。

(案)

(協議)

第 27 条 本協定に定めのない事項については、関係法令を順守するものとし、その他本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙
代表者

第1号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者

吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業における
実証事業に係る実施計画の作成に関する協議申請書

協定書第6条第1項の規定に基づき、実証事業に係る実施計画を作成したため協議
します。

記

1 実施計画の内容

別添「実施計画書」のとおり。

第2号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者

吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業における
実証事業に係る実施計画の変更に関する協議申請書

令和 年 月 日付 産労産計第 号により承認された実施計画を変更したいので、協定書第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 変更後の実施計画
別添「実施計画書」のとおり。
- 2 変更内容
- 3 変更の理由

第3号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者

吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業における
実証事業に係る実施状況報告書（中間報告 / 最終報告）

令和 年 月 日付 産労産計第 号により実施計画を承認された実証事業の実施状況について、協定書第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告の基準日

令和 年 月 日

2 実証事業の進捗状況

別添資料のとおり。

第4号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者

吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業における
実証事業に係る経費の報告（令和 年度分）

令和 年 月 日付 産労産計第 号により実施計画を承認された実証事業の実施に当たり令和 年度に要した経費について、協定書第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 経費総額

金 円

2 経費の内訳

別紙「経費内訳一覧」のとおり。

※内訳毎に支出や積算の根拠となる資料を添付すること。